

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から49年3月まで  
② 昭和51年10月から52年3月まで

母親は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を自分達夫婦の保険料と一緒に納付したと言っている。また、私が昭和45年10月に結婚した後は、夫の保険料も合わせて納付したと言っている。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、申立人の母親が申立人及びその夫の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の母親は、申立期間②を含む国民年金加入期間の保険料を完納していることが確認でき、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、6か月と短期間である申立期間②を除き、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年4月以降の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、納付時期が把握できる期間における申立人とその夫及び申立人の母親の納付年月日がほぼ同一となっていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の母親の申立期間②の保険料については、52年10月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料についても過年度納付が可能であったと考えられ、申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①について、申立人は、「20歳になった時に母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。昭和45年10月に結婚し

た後は、夫の保険料も合わせて納付してくれた。」と主張するところ、申立人の国民年金被保険者資格の取得は 20 歳到達時に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 4 月 12 日に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の一部の期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月まで  
② 昭和 38 年 9 月

国民年金制度が始まった昭和 36 年に国民年金加入勧奨のはがきが届いたので、A 市役所の B 出張所に行き、その場で加入手続をしたと記憶している。

申立期間①の国民年金保険料は、加入手続をした A 市 B 出張所や C 郵便局、D 郵便局に国民年金手帳を持参して、月額 250 円を納付していた記憶がある。

また、申立期間②の保険料も納付しているはずであり、未納になっているのはおかしいので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②を含む期間（昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで）の国民年金保険料を納付した昭和 41 年 1 月 10 日付けの領収証書を所持しており、申立期間②の保険料額が還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間である申立期間②の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

以上のような事情を考慮すると、申立期間②の保険料が納付された昭和 41 年 1 月 10 日時点では、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するものである。

一方、申立人は、申立期間①について、「昭和 36 年ごろ A 市 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所や C 郵便局、D 郵便局に国民年金手帳を持参して月額 250 円の国民年金保険料を納付していた記憶があ

る。」と主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が昭和38年2月25日に国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間①は国民年金未加入期間であり、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間①当時、郵便局では国民年金保険料を現年度納付することはできなかつた上、申立期間①の保険料月額が100円であり、申立人が納付したとする金額と相違している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①直後の昭和38年3月8日に払い出されていることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月31日から30年1月1日まで  
昭和21年から45年まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、同社C事業所で29年12月31日資格喪失、同社B事業所で30年1月1日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和29年12月30日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和30年1月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと推察するとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月5日から同年11月1日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者における資格の取得日に係る記録を昭和32年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月29日から28年5月12日まで  
② 昭和32年9月5日から同年11月1日まで  
③ 昭和33年12月31日から34年2月3日まで

私は、船員として船に乗っていた期間があり、船員保険料が控除されている給与明細書を見た記憶がある。船員保険に加入せずに漁に出ることは考えにくいので、必ず船員保険に加入していたはずである。

船員手帳に雇入年月日と雇止年月日の記載があるのに、船員保険に加入していない期間があることに納得できない。申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する船員手帳の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が当該期間において、船舶Aに機関員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び上記同僚の1人は、当該船舶には22人から23人が乗っていたとしているところ、当該船舶の船員保険被保険者名簿には上記同僚3人を含む23人が、昭和32年9月5日に船舶Aの船員保険の被保険者資格を取得しており、オンライン記録で確認できた12人も同日に同資格を取得している。

さらに、申立人の船員手帳における雇入年月日は昭和 32 年 9 月 10 日であるところ、当該同僚のうち 1 人の船員手帳の雇入年月日は同年 9 月 6 日であるが、当該船舶における船員保険被保険者名簿の当該同僚の資格取得日は同年 9 月 5 日であることが確認できる。

加えて、当該同僚は、「通常、漁に出航後、途中から乗船することは無い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同じ生年の同僚における昭和 32 年 9 月及び申立人の同年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船舶所有者の所在も分からず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人の船員手帳に船舶 B に関する記載が無く、申立人が述べている船舶に乗ったことが確認できない。

また、申立人が述べている船舶所有者が船員保険の適用を受けたのは、昭和 30 年 9 月 16 日であり、申立期間①当時は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は当該船舶の船長及び同僚の名前を覚えていないため、申立期間①当時の船員保険の加入状況についての証言を得ることができない。

申立期間③については、申立人が所持する船員手帳の雇入及び雇止年月日の記載により、船舶 B に乗船していたことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、申立期間③当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも一致するものではなかった。

また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿をみると、申立期間③に被保険者資格を取得している者は 1 人のみ(昭和 34 年 2 月 1 日資格取得)である上、その期間前後の被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、当該船舶における船長の船員保険の加入記録を調査したが、申立期間③に当該船舶で船員保険の資格を取得している被保険者は見当たらなかった。

このほか、申立期間①及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 2 月 1 日付けで A 社からグループ会社である B 社へ所属変更になったが、退職したわけではなく、継続して勤務していたにもかかわらず、同年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された人事異動記録、C 厚生年金基金が保管する B 社の人事記録、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D 厚生年金基金から申立人の加入記録を引き継いだ、C 厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳には、申立人の A 社における資格喪失日は昭和 50 年 2 月 1 日と記載されている。

さらに、C 厚生年金基金は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式により、同一内容の書類を社会保険事務所と厚生年金基金に提出することとしていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成元年 4 月まで  
私の母は、昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月ごろまでの間に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母の分と一緒に、母が加入していた納付組織を通じて納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月ごろまでの間に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録の欄には、初めて被保険者となった日として「平成 10 年 4 月 20 日」の記載があり、オンライン記録と一致していることから、申立人が主張する時期に加入手続が行われたとは考え難く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母は、加入手続のために A 町（現在は、B 市）役場に行った記憶は無いと述べており、申立期間当時、保険料の集金をしていた者から聴取しても、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人の母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私の義母は、平成6年6月ごろ、私の国民年金の加入手続をA町（現在は、B市）役場で行い、義母が加入していた納付組織を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が平成6年6月ごろ、義母が住むA町の役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、義母が加入していた納付組織を通じて保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る国民年金手帳記号番号より前の番号で被保険者資格を取得している昭和49年生まれの20歳到達者のオンライン記録から、申立人の加入手続は平成6年10月30日以降に行われたものと推認される上、戸籍の附票により、申立人は同年9月12日にC町（現在は、D市）に転入したことが確認できることから、申立人の主張するA町役場での加入手続及び申立人の義母が加入する納付組織を通じての保険料納付は不可能であったと考えられる。

また、申立人の義母から聴取しても、申立期間当時の記憶が定かではなく、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の義母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年ごろから平成 2 年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 63 年 5 月ごろに A 社に入社した。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 社の被保険者期間が平成 2 年 11 月 1 日から 3 年 10 月 30 日までの 11 か月間となっていたが、同社には 3 年半ぐらいは勤めていた。

A 社での年 1 回の慰安旅行に 3 回行った記憶があるので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、入社後 2 年ぐらいは夜勤であったと述べているところ、申立人と同様の業務に従事していた同僚 1 人は、オンライン記録上、入社から 3 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、ほかの同僚 3 人も入社 10 か月から 56 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、ほかの同僚 1 人は「当初、厚生年金保険には加入していなかった」と証言していることから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る被保険者記録は平成 2 年 11 月 1 日取得、3 年 10 月 29 日離職となっており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月ごろから30年4月1日まで  
② 昭和34年4月21日から同年9月21日まで  
③ 昭和35年6月30日から同年8月1日まで

私は、昭和26年6月末にA社を退社し、1か月ほど後からB社（現在は、C社）に勤務したが、年金の記録では、同社において厚生年金保険に加入したのが30年4月1日からとなっているのは納得できない。

また、昭和33年5月からA社D支社に正社員として勤務したが、正社員は能率給加算の廃止により給料が少なくなることが決まったので、34年9月から臨時社員に変更して同社E支社で勤務したが、臨時社員に変更した後の同社E支社では厚生年金保険の加入記録があるのに、同社D支社の正社員であった期間の途中から加入記録が無いのは納得できない。

さらに、A社E支社を辞めた後、すぐにF社（現在は、G社）に入社したにもかかわらず、昭和35年6月30日から同年8月1日までの期間が厚生年金保険の加入期間となっていないのは納得できない。

保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、上記3社に勤務していた申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が、申立期間①当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している複数の同僚は、入社してから数年間は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと証言しているところ、当該事業

所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該複数の同僚は、入社したとする日の約2年から4年後に被保険者資格を取得した記録が確認できる上、申立人が、自分より前から勤務していたとする複数の同僚が当該事業所で被保険者資格を取得したのは、いずれも申立人が入社したとする昭和26年8月の約2年から5年後であることが確認できることから判断すると、申立期間①当時の当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、C社では、申立期間①当時の資料を保存していないため、申立人の在籍期間及び保険料控除等については不明と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が当該事業所で昭和30年4月1日に取得した記号番号は、同年4月28日に払い出されていることが確認できる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①に被保険者資格を取得した者の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

申立期間②については、申立人が記憶している複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が、A社D支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、昭和34年9月20日にA社D支社を辞めて、臨時社員として同社E支社と一緒に異動したとする同僚は、事業所別被保険者名簿によると、同社D支社で同年4月21日に資格喪失、同社E支社で同年9月21日に資格取得と記録されており、申立人の記録と一致していることが確認できる。

また、A社では、申立期間②当時の資料を保存していないため、申立人の在籍期間及び保険料控除等については不明と回答している。

さらに、当該事業所の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間②に被保険者資格を取得した者の健康保険証の番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

申立期間③については、同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が、F社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に昭和35年5月末ごろに入社したとする当該同僚は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかったと証言しているところ、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、当該同僚が被保険者資格を取得したのは同年7月1日である記録が確認できる上、申立人が、A社E支社から当該事業所に一緒に移動したとする同僚は、事業所別被保険者名簿によると、A社E支社で同年6月30日に資格喪失、当該事業所で同年8月1日に資格取得と記録されており、申立人の記録と一致していることが確認できることから、申立期間③当時の当該事業所では、

必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、G社では、申立期間③当時の資料を保存していないため、申立人の在籍記録及び保険料控除等については不明と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が当該事業所で取得した記号番号及び申立人がA社E支社から当該事業所に一緒に移動したとする同僚が取得した記号番号は、いずれも昭和35年8月1日取得で同年8月9日に連番で払い出されていることが確認できる。

加えて、当該事業所の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間③に被保険者資格を取得した者の健康保険証の番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 33 年 8 月まで

私は、A社に昭和 31 年 10 月に入社し、32 年 10 月から勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社の年金加入者名簿に私の名前が見当たらないとの回答を得た。

しかし、A社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたはずであり、未加入となっているのは納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 31 年ごろに撮影したとする写真から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社では、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の在籍の有無及び保険料控除等について不明と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚等を記憶していない上、当該事業所において申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人を覚えていないとしていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、当該事業所の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間に被保険者資格を取得した者の健康保険証の番号に欠番が無く、申立人の氏名も見当たらない。

なお、当該名簿によると、申立期間のほぼ全期間を含む昭和 29 年 1 月 2 日から 33 年 8 月 17 日までの期間に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。